

【医薬品名】塩酸テルピナフィン（経口剤）

【措置内容】以下のように使用上の注意を改めること。

〔重要な基本的注意〕の項の皮膚粘膜眼症候群、中毒性表皮壊死症に関する記載を

「皮膚粘膜眼症候群（Stevens-Johnson症候群）、中毒性表皮壊死症（Lyell症候群）、急性全身性発疹性膿疱症があらわれることがあるので、本剤の投与中は観察を十分に行うこと。」

と改め、〔副作用〕の「重大な副作用」の項の皮膚粘膜眼症候群、中毒性表皮壊死症に関する記載を

「皮膚粘膜眼症候群（Stevens-Johnson症候群）、中毒性表皮壊死症（Lyell症候群）、急性全身性発疹性膿疱症：観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。」

と改める。

参考 企業報告